

# 『教職課程ハンドブック』

2022年度入学生用

大阪経済法科大学

# 目次

- 0 はじめに
- 1 教員養成の目標
- 2 教職課程の概要および履修
  - I. 本学で取得できる免許状
  - II. 教員免許状取得の条件
  - III. 教職課程履修上の注意事項
    - (1) 「教職課程履修登録書」の提出について
    - (2) 履修計画について
    - (3) 教職課程に関する諸行事への出席等について
    - (4) 留学を希望する学生の教育実習について
    - (5) 編入学生の教職課程の履修について
- 3 介護等体験
  - I. 介護等体験とは
  - II. 場所、期間等
  - III. 参加の手続き
  - IV. 参加費用（下記は 2021 年度実施時の費用です）
  - V. 事前の検査
    - (1) 健康診断書
    - (2) 麻疹の抗体検査
    - (3) 腸内細菌培養検査
  - VI. 事前・事後指導
  - VII. 注意事項
- 4 教育実習
  - I. 教育実習の趣旨
  - II. 教育実習の心得
  - III. 教育実習の要件
  - IV. 教育実習に向けての準備
  - V. 事前・事後指導
- 5 教職実践演習
- 6 「履修カルテ」
- 7 教員免許状申請手続き

## はじめに

中学校や高等学校の教員になるには、「教育職員免許状」を有していなければなりません。

「教育職員免許状」を取得するためには、皆さんが所属する学部の授業科目の履修とは別に、本学の教職課程において、法に定める基礎資格及び所要単位を修得し、教育委員会に免許状取得のための申請を行う必要があります。つまり、卒業までの4年間で、本学の卒業に必要な単位と教員免許状取得に必要な単位を修得しなければならないということです。

皆さんの中には、「どうしても教員になりたい!」と強い意志と情熱を持った人もいれば、「とりあえず免許状だけは取っておこう」という漠然とした気持ちの方もいるでしょう。ただし、どのような動機であれ、教員を目指す以上は、覚悟を持って真剣に教職課程を履修していただきたいと思います。なぜなら、教職課程で学んだ事柄の実践＝教育とは、子供たちの未来を創造する仕事だからです。今日の学校現場を取り巻く状況は厳しく、いじめや不登校の深刻化や教員の長時間労働など課題も山積していますが、子供たちの成長と人格形成に携わる責任とやりがいについて各自がしっかりと考え、教師という夢を実現する努力を惜しまないでください。

本学の教職課程を履修した皆さんの中から、1人でも多くの方が教員免許状を取得し、教師として活躍されることを期待しています。

最後に1つお願いがあります。この教職ハンドブックを実際に使ってみて、不便や疑問を感じたりすることがあるかもしれません。そのような場合は、後続く後輩たちのために、是非ご意見を教職係（教務課）までお寄せください。

# 1 教員養成の目標

## 〈大学全体の教員養成の目標〉

本学教職課程は、建学の理念、大学の教育目的に基づき、幅広く専門的な知識とともに、豊かな人間性や国際感覚、実践力を有し、使命感を持って教育を担う教員の育成を目標とする。

## 〈経済学部経済学科の教員養成の目標〉

経済学部経済学科では、経済学をはじめとする幅広い専門知識を有し、倫理と公共性と責任感を持って、グローバル化する現代社会の教育課題に創造的に対応できる教員の養成を目標とする。

## 〈法学部法律学科の教員養成の目標〉

法学部法律学科では、法と政治をはじめとする幅広い専門知識を有し、正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の教育課題に積極的に取り組む教員の養成を目標とする。

## 〈教育課程の各年次における目標〉

### ○1年次

「教職論」を履修することによって、教職の意義や教員の職務について理解するとともに、教職課程を履修する意思を自己確認する。あわせて、大学が独自に設定する科目および教科に関する科目の履修を通して、教職に就くための基礎となる幅広い教養や知識を養う。

### ○2年次

「教育原理」、「教育心理学」、「特別支援教育概論」など教育の基礎的理解に関する科目を履修することによって、教育の理念、教育の歴史・思想、教育心理や特別支援教育についての基礎知識を得るとともに、道徳、総合的な学習の時間等の指導法に関する科目および各教科の指導法に関する科目を履修することによって、教科指導や教科外指導に関する理論と方法を理解・修得する。あわせて、教科の指導法に関する科目の履修を通して、教科指導の基盤となる専門知識の修得を行う。

### ○3年次

2年次に続いて道徳、総合的な学習の時間等の指導法に関する科目の履修を継続することによって、教科指導や教科外指導に関する理論と方法についての理解と修得をさらに進めつつ、「生徒指導・進路指導論」、「教育相談論」の履修により、生徒指導や教育相談に関する知識と方法について理解・修得する。

「教育実践指導論」（3年生秋学期）の履修を通して、教育実習に向けてこれまで得た知識・技能を活用するための実践的な力量形成を図る。あわせて、教科に関する科目の履修を通して、教科指導の基盤となる専門知識の修得をさらに進める。

### ○4年次

春学期の「教育実践指導論」（4年生春学期）の履修を通して、「教育実習」を行うためのより実践的な力量形成をさらに行う。「教育実習」においては、学校現場での学習指導や生徒指導などの体験を通して、教材研究、授業の展開などに関する力量や、生徒対応力などを身に付ける。

秋学期の「教職実践演習」において、これまでの教職課程の履修を振り返りつつ、教職に就くための知識や力量に関する自己の状況を確認し、見出された課題についてさらに研鑽する。

## 2 教職課程の概要および履修

### I. 本学で取得できる免許状

学部	学科	免許状の種類	免許教科
経済学部 法学部	経済学科	中学校教諭一種免許状	社会
	法律学科	高等学校教諭一種免許状	地理歴史・公民

### II. 教員免許状取得の条件

免許状の種類	所要資格	基礎資格	上段：本学において修得することを必要とする最低単位数 下段：（ ）の数字は、教育職員免許法で定める最低単位数			
			教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等
中学校教諭一種免許状 〈社会〉	学士の学位を有すること		8 (8)	4 (4)	40 (28)	35 (27)
高等学校教諭一種免許状 〈地理歴史〉	学士の学位を有すること			12 (12)	24 (24)	31 (23)
高等学校教諭一種免許状 〈公民〉	学士の学位を有すること			12 (12)	28 (24)	31 (23)

卒業単位に含まれる。  
ただし、「各教科の指導法」は除く。

#### 【経済学部経済学科・法学部法律学科 共通】

#### 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

科目区分	授業科目	単位	備考
日本国憲法	日本国憲法	2	必修
体育	基礎体育A・B（1年次のみ）	各1	左記の科目から 2単位選択必修
	生涯スポーツA・B	各1	
外国語 コミュニケーション	視聴覚英語	2	左記の科目から 2単位選択必修
	英語CⅣ	2	
	ドイツ・フランス・中国・韓国・ロシア語Ⅱ	各2	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報処理基礎	2	左記の科目から 2単位選択必修
	ワープロ実践	2	

#### 大学が独自に設定する科目

科目区分	授業科目	単位	備考
大学が独自に 設定する科目	現代社会と人権	2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて中1種免許状は4単位以上、高1種免許状は12単位以上を修得すること。
	人権の諸問題	2	
	道徳理論と指導法（中1種免許取得者は教育の基礎的理解に関する科目等に含まれる）	2	
	教育学	2	
	現代社会と教育	2	
	教育法（法学部のみ）	2	

教育の基礎的理解に関する科目等

科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目 (配当年次)	単位	中1 (社会)	高1 (地歴)	高1 (公民)
				35	31	31
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	4	○	○	○
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校への対応を含む。)	教職論 (1年生：秋学期以降)	2	○	○	○
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育行政学	2	○	○	○
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	4	○	○	○
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	1	○	○	○
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	○	○	○
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳理論と指導法 ※中1種免許のみ必修	2	○		
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	2	○	○	○
	特別活動の指導法	特別活動論	2	○	○	○
	教育の方法及び技術	教育の方法及び技術 (情報通信技術の活用含む)	2	○	○	○
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	2	○	○	○
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談論	2	○	○	○	
教育実践に関する科目	教育実習	教育実践指導論 (3年秋学期～4年春学期)	2	○	○	○
		教育実習Ⅰ (4年生)	2	○	○	○
		教育実習Ⅱ (4年生) ※中1種免許のみ必修	2	○		
	教職実践演習	教職実践演習 (4年生：秋学期)	2	○	○	○

【経済学部経済学科】

教科及び教科の指導法に関する科目 中学校教諭一種免許状（社会）

	免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	日本史・外国史	日本史概説Ⅰ・Ⅱ	各2	各2	
		日本経済史Ⅰ・Ⅱ			
		経済史特別講義	2		
		近代経営史	2		
		日本法制史Ⅰ・Ⅱ	各2	各2	
		日本政治史Ⅰ・Ⅱ			
		外国史Ⅰ・Ⅱ	各2	各2	
		経済史Ⅰ・Ⅱ			
		欧米経済史	2		
		西洋政治史Ⅰ・Ⅱ	各2		
国際関係史Ⅰ・Ⅱ	各2				
地理学（地誌を含む。）		人文地理学Ⅰ・Ⅱ	各2	各2	
		自然地理学Ⅰ・Ⅱ	各2		
		経済地理Ⅰ・Ⅱ	各2		
		地誌Ⅰ・Ⅱ			
		地域経済			
「法律学、政治学」		経済と憲法	4	2	
		憲法概論		2	
		憲法学Ⅰ		2	
		憲法学Ⅱ		2	
		憲法学Ⅲ		2	
		教育法		2	
		子どもと法		2	
		ジェンダーと法		2	
		地域生活と法		2	
		政治学原論		各2	
		政治過程論Ⅰ・Ⅱ			
		政治制度論Ⅰ・Ⅱ			
		比較政治学Ⅰ・Ⅱ			
「社会学、経済学」		経済学基礎		2	ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ、マクロ経済学Ⅰ・Ⅱの4科目8単位、あるいは社会経済学Ⅰ・Ⅱ2科目4単位を選択必修。
		ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ	各2	選択必修	
		マクロ経済学Ⅰ・Ⅱ	各2		
		社会経済学Ⅰ・Ⅱ	各2		
		経済政策論		2	
		経済政策論応用		2	
		財政学（財政と制度）		2	
		財政学（経費と租税）		2	
		厚生経済学		2	
		公共経済論		2	
		産業組織論（独占）		2	
		産業組織論（寡占と競争）		2	
		日本経済論Ⅰ・Ⅱ	各2		
		金融論Ⅰ・Ⅱ			
		社会政策		2	
		地域生活と経済		2	
		国際経済学		2	
世界経済論		2			
社会学概説		2			
「哲学、倫理学、宗教学」		哲学概説Ⅰ・Ⅱ	各2	選択必修	哲学概説Ⅰ・Ⅱの2科目4単位、あるいは倫理学概説Ⅰ・Ⅱの2科目4単位を選択必修。
		倫理学概説Ⅰ・Ⅱ	各2		
		宗教学概説			
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		社会科教育法	4	選択必修	社会科教育法に加え、社会・地理歴史科教育法又は社会・公民科教育法のいずれか1科目を選択し、合計2科目必修。
		社会・地理歴史科教育法	4		
		社会・公民科教育法	4		

教科及び教科の指導法に関する科目 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	日本史	日本史概説Ⅰ・Ⅱ	各2	各2	
		日本経済史Ⅰ・Ⅱ			
		近代経営史			
		日本法制史Ⅰ・Ⅱ			
外国史	外国史Ⅰ・Ⅱ	各2	各2		
	経済史Ⅰ・Ⅱ				
	欧米経済史				
	経済史特別講義				
	西洋政治史Ⅰ・Ⅱ				
	国際関係史Ⅰ・Ⅱ				
人文地理学および自然地理学	人文地理学Ⅰ・Ⅱ	各2	2	各2	
	自然地理学Ⅰ・Ⅱ				
	地域経済				
	経済地理Ⅰ・Ⅱ				
地誌	地誌Ⅰ・Ⅱ	各2			
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む)		社会・地理歴史科教育法	4		

教科及び教科の指導法に関する科目 高等学校教諭一種免許状（公民）

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。） 政治学（国際政治を含む。）	経済と憲法	4 各2	2	
		憲法概論			
		憲法学Ⅰ			
		憲法学Ⅱ			
		憲法学Ⅲ			
		教育法			
		国際法概論			
		国際法各論Ⅰ・Ⅱ			
		子どもと法			
		ジェンダーと法			
		地域生活と法			
		政治学原論			
		国際政治学Ⅰ・Ⅱ			
		政治過程論Ⅰ・Ⅱ			
	政治制度論Ⅰ・Ⅱ				
	比較政治学Ⅰ・Ⅱ				
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	経済学基礎		2	
		ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ	各2	選択	ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ、マクロ経済学Ⅰ・Ⅱの4科目8単位、あるいは社会学Ⅰ・Ⅱ2科目4単位を選択必修
		マクロ経済学Ⅰ・Ⅱ	各2	必修	
		社会経済学Ⅰ・Ⅱ	各2		
経済政策論			2		
経済政策論応用			2		
財政学（財政と制度）			2		
財政学（経費と租税）			2		
厚生経済学			2		
公共経済論			2		
産業組織論（独占）		2			
産業組織論（寡占と競争）		2			
日本経済論Ⅰ・Ⅱ		各2			
金融論Ⅰ・Ⅱ		各2			
社会政策		2			
地域生活と経済		2			
国際経済学	2				
世界経済論	2				
社会学概説		2			
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概説Ⅰ・Ⅱ	各2			
	倫理学概説Ⅰ・Ⅱ	各2			
	宗教学概説		2		
	心理学概説		2		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む)		社会・公民科教育法	4		

【法学部法律学科】

教科及び教科の指導法に関する科目 中学校教諭一種免許状（社会）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
日本史・外国史	日本史概説Ⅰ・Ⅱ	各2		
	日本法制史Ⅰ・Ⅱ		各2	
	日本政治史Ⅰ・Ⅱ		各2	
	日本経済史Ⅰ・Ⅱ		各2	
	経済史特別講義		2	
	戦後法制史		2	
	外国史Ⅰ・Ⅱ	各2		
	法思想史概論		2	
	西洋政治史Ⅰ・Ⅱ		各2	
	政治思想史Ⅰ・Ⅱ		各2	
国際関係史Ⅰ・Ⅱ		各2		
現代東アジアの国際関係		2		
経済史Ⅰ・Ⅱ		各2		
欧米経済史		2		
地理学（地誌を含む。）	人文地理学Ⅰ・Ⅱ	各2		
	自然地理学Ⅰ・Ⅱ	各2		
	政治地理学		2	
	地誌Ⅰ・Ⅱ	各2		
「法学、政治学」	法学の基礎		2	
	憲法概論		2	
	憲法学Ⅰ		2	
	憲法学Ⅱ		2	
	憲法学Ⅲ		2	
	子どもと法		2	
	ジェンダーと法		2	
	地域生活と法		2	
	国際法概論		2	
	国際法各論Ⅰ・Ⅱ		各2	
	日本の政治		2	
	世界の政治		2	
	政治学原論	4		
	国際政治学Ⅰ・Ⅱ		各2	
政治過程論Ⅰ・Ⅱ		各2		
政治制度論Ⅰ・Ⅱ		各2		
比較政治学Ⅰ・Ⅱ		各2		
「社会学、経済学」	ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ	各2		ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ、マクロ経済学Ⅰ・Ⅱの4科目8単位、あるいは社会経済学Ⅰ・Ⅱ2科目4単位選択必修。
	マクロ経済学Ⅰ・Ⅱ	各2	選択必修	
	社会経済学Ⅰ・Ⅱ	各2		
	厚生経済学		2	
	公共経済論		2	
	産業組織論（独占）		2	
	産業組織論（寡占と競争）		2	
	日本経済論Ⅰ・Ⅱ		各2	
	金融論Ⅰ・Ⅱ		各2	
	社会政策		2	
地域生活と経済		2		
社会学概説		2		
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概説Ⅰ・Ⅱ	各2	選択必修	哲学概説Ⅰ・Ⅱの2科目4単位、あるいは倫理学概説Ⅰ・Ⅱの2科目4単位を選択必修。
	倫理学概説Ⅰ・Ⅱ	各2		
	法哲学Ⅰ・Ⅱ		各2	
	宗教学概説		2	
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）	社会科教育法 社会・地理歴史科教育法 社会・公民科教育法	4 4 4	選択必修	社会科教育法に加え、社会・地理歴史科教育法又は社会・公民科教育法のいずれか1科目を選択し、合計2科目必修

教科に関する専門的事項

教科及び教科の指導法に関する科目 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	日本史	日本史概説Ⅰ・Ⅱ 日本法制史Ⅰ・Ⅱ 日本政治史Ⅰ・Ⅱ 戦後法制史 日本経済史Ⅰ・Ⅱ	各2	各2 各2 各2 各2	
	外国史	外国史Ⅰ・Ⅱ 法思想史概論 西洋政治史Ⅰ・Ⅱ 政治思想史Ⅰ・Ⅱ 国際関係史Ⅰ・Ⅱ 現代東アジアの国際関係 経済史Ⅰ・Ⅱ 欧米経済史 経済史特別講義	各2	2 各2 各2 各2 2 各2 2 2	
	人文地理学及び自然地理学	人文地理学Ⅰ・Ⅱ 自然地理学Ⅰ・Ⅱ 政治地理学	各2 各2	2	
	地誌	地誌Ⅰ・Ⅱ	各2		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		社会・地理歴史科教育法	4		

教科及び教科の指導法に関する科目 高等学校教諭一種免許状（公民）

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	「法学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）」	法学の基礎		2	
		憲法概論		2	
		憲法学Ⅰ		2	
		憲法学Ⅱ		2	
		憲法学Ⅲ		2	
		子どもと法		2	
		ジェンダーと法		2	
		地域生活と法		2	
		国際法概論		2	
		国際法各論Ⅰ・Ⅱ		各2	
		日本の政治		2	
		世界の政治		2	
		政治学原論	4		
国際政治学Ⅰ・Ⅱ	各2				
政治過程論Ⅰ・Ⅱ		各2			
政治制度論Ⅰ・Ⅱ		各2			
比較政治学Ⅰ・Ⅱ		各2			
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ	各2	選択	ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ、マクロ経済学Ⅰ・Ⅱの4科目8単位、あるいは社会経済学Ⅰ・Ⅱ2科目4単位を選択必修。	
	マクロ経済学Ⅰ・Ⅱ	各2	必修		
	社会経済学Ⅰ・Ⅱ	各2			
	国際経済学	2			
	世界経済論	2			
	厚生経済学		2		
	公共経済論		2		
	産業組織論（独占）		2		
	産業組織論（寡占と競争）		2		
	日本経済論Ⅰ・Ⅱ		各2		
	金融論Ⅰ・Ⅱ		各2		
社会政策		2			
地域生活と経済		2			
社会学概説		2			
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概説Ⅰ・Ⅱ	各2			
	倫理学概説Ⅰ・Ⅱ	各2			
	法哲学Ⅰ・Ⅱ		各2		
	宗教学概説		2		
	心理学概説		2		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む)		社会・公民科教育法	4		

### Ⅲ. 教職課程履修上の注意事項

#### (1) 「教職課程履修登録書」の提出について

教職課程を履修する場合、Web履修登録に加え、「教職課程履修登録書」を教務課に提出しなければなりません。

なお、「教職課程履修登録書」提出後、教職課程の履修を辞退する場合は、教務課に必ず「教職課程辞退届」を提出してください。

#### (2) 履修計画について

教職課程関連科目の履修は、原則として1年次から始め、必要な科目を配当年次に沿って4年間をかけて段階的かつ計画的に効率良く履修しなければなりません。特に、1年次から履修できる教職関連科目は確実に単位を修得しておくことが望まれます。教職課程の履修に関して分からないことがあれば、教務課までお問い合わせください。

#### (3) 教職課程に関する諸行事への出席等について

教職課程を履修する学生は、教職課程に関する諸行事（オリエンテーション、ガイダンス等）には必ず出席し、所定の手続きを行ってください。諸行事への遅刻・無断欠席や所定期日内の手続き未了の場合には、その参加を辞退していただく場合がありますので、注意してください。諸行事の詳細など教職課程に関する連絡事項は「UNIVERSAL PASSPORT」、教職課程の「Teams」に掲載しますので、各自必ず確認するようにしてください。

#### (4) 留学を希望する学生の教育実習について

海外留学等を予定している場合は、早い段階で教務課（花岡キャンパスC号館1階）へ相談に相談してください。

#### (5) 編入学生の教職課程の履修について

編入学生は、通常であれば4年間かけて履修するものを2年間で履修しなければならず、次のような事が懸念されますので、教務課に相談してください。

- 卒業時まで、教職課程の単位修得ができない場合もあること。
- 卒業時まで、正課授業の卒業単位の修得ができない場合もあること。
- 授業時間割が過密になること。
- 正課授業の科目と教職課程の科目の重複が生じる可能性があること。
- 教育実習に行くまでに、必要な単位の修得が難しくなる可能性があること。

また、本学に編入学する以前に在学していた大学等の課程認定（学校種、教科）の有無によっては履修等が異なりますので、教務課に相談してください。

### ③ 介護等体験

#### I. 介護等体験とは

1998（平成10）年4月入学者から、小学校及び中学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、特別支援学校及び社会福祉施設において、7日間以上の「介護等体験」をすることが義務づけられました。

「介護等体験」は、障害者、高齢者等に対する介護、介助、及びこれらの者との交流を通じて、人との関わりや人を援助する上で大切にすべき姿勢や視点を体験的に学びます。また、「介護等体験」には、介護・介助のほか、障害者等の話し相手、散歩の付添い等の体験、施設における諸行事への参加、あるいは掃除や洗濯といった受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助なども含まれます。

#### II. 場所、期間等

- 特別支援学校（3年次に2日間）
- 社会福祉施設（3年次に5日間）

#### III. 参加の手続き

申込み手続きを行うためのガイダンスを3年次5月（予定）に開催します。詳細はUNIVERSAL PASSPORTに掲載しますので、見落としのないように注意して必ず出席してください。欠席の場合は体験に参加できません。また、申込み後の自己都合による辞退は認めませんので、安易な気持ちで申込みをしないでください。万が一申込み後に辞退することになった場合、再度介護等体験の申込みを行うことはできません。

#### IV. 参加費用（下記は2021年度実施時の費用です）

- 特別支援学校・・・2,000円（1,000円／日×2日間）
- 社会福祉施設・・・11,000円（2,200円／日×5日間）

※申込み後に辞退した場合でも返金はありません。

※参加費用の他に行事等の費用として受け入れ施設から別途費用を徴収される場合があります。

※参加にあたり学校指定の保険に加入しなければなりません

インターンシップ・介護体験活動・ボランティア活動賠償責任保険（学研災）

#### V. 事前の検査

以下の（1）～（3）は受け入れ施設に提出します。ガイダンスで指示された内容を確認し、適切な時期に準備してください。

##### （1）健康診断書

4月に実施される大学での健康診断を必ず受診しておきましょう。

##### （2）麻疹の抗体検査

検査の結果抗体がなければ、同じ医療機関で麻疹ワクチンを接種してください。

※費用は自己負担となります。

##### （3）腸内細菌培養検査

異常所見がないことを確認してください。

※費用は自己負担となります。

## VI. 事前・事後指導

特別支援学校、社会福祉施設での体験とも、申込み手続きを行った学生を対象に、必要書類を配布したり、体験の意義や諸注意を伝達したりするため、校内および現地での事前指導を行います。出席が必須で、欠席の場合は体験への参加することができません。その場合、受け入れ先の施設に対して多大な迷惑をかけることとなりますので、注意してください。事前・指導の日程、詳細等についてはUNIVERSAL PASSPORTで周知しますので、各自必ず確認してください。

## VII. 注意事項

次に挙げる留意点を踏まえ、教師を目指すものとして常識ある行動を心掛けてください。

### (1) 体調の管理について

2週間前から体験を想定した時間に起床・就寝するなど、生活リズムを整えること。

### (2) 時間の厳守について

規定の日数を満たさなければ、「介護等体験終了証明書」を交付できません。欠勤・遅刻・早退はしないでください。やむを得ない場合は、速やかに教務課および受け入れ施設に連絡すること。

### (3) 身だしなみ・言動について

清潔感のある服装と節度ある言動を心がけること。

### (4) 報告・連絡・相談の徹底について

体験先でどうすればよいか迷うときは、自分で勝手に判断せず、体験先の職員や教員に指示を仰いでください。また、体験中何かあれば、速やかに教務課に報告・連絡・相談すること。

### (5) 個人情報の取り扱いについて

体験中に関わる生徒や施設利用者のプライバシーに関して、皆さんには守秘義務があります。そこで知り得た名前、居住地その他一切の個人情報を絶対に口外してはいけません。また、体験中の出来事を知人にメール等で伝えたり、SNSに掲載したりすることも厳禁です。場合によっては、介護等体験の中止や教職課程の単位取り消し等の措置をとることがあります。

### (6) 「介護等体験終了証明書」の保管について

体験終了後、各受け入れ施設から交付される「介護等体験終了証明書」は、教員免許状取得申請時に必要なので、各自で大切に保管すること。方が一紛失したとしても再交付はできません。

## 4 教育実習

### I. 教育実習の趣旨

教育実習は教育職員免許法施行規則第6条に基づき、学校現場において大学で学んだ理論や知識を活かすとともに、教育の現実に触れながら、実践的な知識や技能、教師としてふさわしい態度を習得し、その向上に努めようとするものです。

### II. 教育実習の心得

教育実習は教員になるための必修科目ですが、教育の現場には実習生を受け入れる義務はありません。教職を目指す後輩を育てようという厚意で受け入れに協力してくださっています。通常の学校運営に加えて負担をかけるという点を踏まえ、教育実習校に迷惑をかける行いは慎みましょう。正常な教育活動を妨げないように実習校の服務規程を守り、学校長ならびに指導教諭の指示のもと、積極的かつ謙虚な姿勢で教育実習に臨んでください。

### III. 教育実習の要件

教育実習の参加は、原則として次の(1)～(4)に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

要件に満たない場合には、教育実習の履修及び参加は認められません。

- (1) 履修しているすべての授業で出席率が良好で、「履修カルテ」を所定の期限内に提出していること。
- (2) 3年次終了までに、次の合計3科目の単位を修得していること。
  - 「教育原理」
  - 「教育心理学」
  - 教科教育法（社会科教育法、社会・地理歴史科教育法、社会・公民科教育法）のいずれか1科目
- (3) 3年次終了時点で、80単位以上（卒業見込証明書発行基準）の正課の単位を修得し、4年次に卒業見込みであること。
- (4) 3年次に実習校からの内諾を取得し、必要な所定の手続きをすべて完了していること。

### IV. 教育実習に向けての準備

#### (1) 教育実習校について

出身学校での実習を原則とし、中学校の免許取得希望者は中学校、高等学校の免許取得希望者は高等学校で実習を行います。中高両方の免許状取得希望者は、中学校での実習を選ぶのが一般的です。

ただし、政令指定都市及び次の市立学校で教育実習を希望する場合は、学校へ直接問い合わせはしないで、まず教務課に相談してください。

＜政令指定都市、豊中市、西宮市、姫路市、呉市、高松市等＞

#### (2) 教育実習の期間について

○中学校の免許状取得希望者⇒3週間（15日間）

○高等学校の免許状取得希望者⇒2週間（10日間）

※中学校免許状を取得する場合、高校での実習も可能ですが、3週間の実習が必要となるため、必ず実習校に確認してください。

※高等学校免許状を取得する場合、中学校での実習も可能ですが、受け入れ校によっては3週間の実習となる場合があります。

### (3) 教育実習校の内諾について（3年次）

教育実習校については、各自が実習希望校を訪問して内諾を得るようにします。その際、以下の点に留意してください。

- ①事前に電話で校長先生に実習希望であることを伝え、日時の予約を取り、実習校を訪問すること。
- ②指定された日時に訪問し、内諾の申し入れを行います。その際、身だしなみを整え（スーツ着用）、必要な書類を持参すること。
  - 「教育実習の内諾について（依頼）」
  - 「教育実習内諾書」と切手を貼付した返信用封筒
  - 「教育実習誓約書」（各自必要事項を記入すること）
- ③内諾の申し入れが了承された場合は、「教育実習内諾書」に必要事項を記載していただき、後日大学に提出する（または返信用封筒で郵送して頂く）こと。
- ④実習校の内諾を取得したら、次の点を確認すること。
  - 校長先生名、教頭先生（または副校長先生）名、指導教諭名
  - 実習教科（科目）名
  - 実習期間
  - 事前打ち合わせ日時
  - 健康診断書等の提出の有無
  - 教育実習費の有無および金額

※金額の指定がない場合（大学指定等となっている場合）は、一週間につき5,000円を納めることになります。

※実習費に加えて、実習期間中の通信費等（教育実習日誌の代金、実習校から成績評価表など必要書類を送り返していただく郵送費を含む）として、2,000円分の証紙をパピルスメイトで購入し、大学に納めてください。

- 所管の教育委員会への申請手続きの有無

※実習希望校が近畿圏の場合、6月中に訪問して手続きを進めてください。

実習希望校が近畿圏外で訪問が困難な場合は、電話連絡を行い口頭で仮の内諾を取得します。

その後、訪問して正式に内諾依頼を行ってください。

※近年は教育実習校への実習依頼が早期化しているので、可能な限り早い時期に訪問または連絡を行い、内諾を取得するようにしてください。

### (4) その他注意事項について

①教育実習参加にあたって、麻疹（はしか）の免疫をもっていることが条件となります。必ず麻疹の抗体検査を受けてください。ただし、介護等体験で麻疹抗体検査結果をすでに提出している方は必要ありません。

②実習希望校の内諾を取得した教育実習参加予定者は、教育実習の事前指導として、3年次秋学期より必ず「教育実践指導論」を履修しなければなりません。

出席状況、単位取得状況が著しく悪い場合や理由もなくガイダンス等に欠席した場合は、大学側が教育実習を辞退させることがありますので注意してください。

## V. 事前・事後指導

### (1) 「教育実践指導論」の履修について

3年次秋学期から4年次春学期にかけて通年で履修することになります。変則的な科目ですが、教育実習の事前・事後指導に関する重要な科目です。この科目を履修しなければ、教育実習への参加は認められません。

### (2) 教育実習事前ガイダンスについて

4年次4～5月中に行います。詳細はUniversal Passportで周知するので各自必ず確認してください。

〈指導内容〉

- ①教育実習にかかわる注意事項
- ②教育実習校との事前打ち合わせ
- ③教育実習日誌の記録等
- ④その他

#### ①教育実習にかかわる注意事項

○無断欠勤は厳禁です。ただし、やむを得ない事情の場合は実習校に連絡し、その後教務課に連絡してください。万が一、体調不良等で病院を受診することとなった場合、医師の診断に従い実習を休止すること。

○教育実習は教室内に限定されるものではありません。出勤時から下校時までの全ての行動がその対象となります。教育実習生は、実習先が中学校・高等学校であることを十分に認識して、責任ある行動をとること。

○緊張感をもって教育実習に参加してください。教育実習を行う際には、教育実習校の指導方針に従い、不明な点については、自分で勝手に判断せず、ご指導いただく先生に確認すること。

○教育実習期間中に週1回程度必ず近況報告を行うこと。また、何かトラブル等があった際にも、すぐに大学に連絡すること。

教務課直通 : 072-920-7062 (花岡キャンパス)  
072-920-4711 (八尾駅前キャンパス)  
教務課業務メールアドレス : kyoumu@keiho-u.ac.jp

○教育実習中のSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の利用にはくれぐれも注意してください。教育実習で知り得た内容には守秘義務があります。教育実習中の出来事をブログ、Facebook、Twitter、LINE等へ書き込んだり、写真をアップしたりすることは厳禁です。そのような行為をした場合、教育実習の中止や教職課程の単位取り消し等の措置をとることがあります。

○教育実習後においても、実習校、指導教諭、生徒に関するWebへの掲載、書き込み等は慎んでください。特に、「氏名」や「個人が特定できる情報や画像」あるいは「人権・プライバシーの侵害や名誉棄損となる記述」に該当するとみなされた場合、教育実習の中止や教職課程の単位取り消し等の措置をとることがあります。

○教育実習終了時には必ず、校長先生をはじめ、お世話になった教育実習校の先生方にお礼を述べて、感謝の意を表してください。

## ②教育実習校との事前打ち合わせ

教育実習校から打合せの連絡があります（なければ自分から実習校に連絡を取ってください）ので、指定された日時に訪問してください。その後、所定の様式（ガイダンス等で配布）に従って教務課に報告してもらいます。なお、教育実習校との事前打ち合わせは少なくとも1ヶ月前までに済ませるようにしましょう。

## ③教育実習日誌の記録、学修指導案の書き方

「教育実習日誌」の記録は、実習校での実習を行うにあたって、実習期間中の行事、日々の観察、反省、感想等を記録するためのものです。また、記録内容も実習生の評価の対象となるので、しっかりと記入し、提出してください（黒ボールペンで記入、鉛筆不可）。「教育実習日誌」は実習する学年の4月上旬頃、各自に配布します。

## ④その他

ア) 教育実習当日に持参する書類等

- 教育実習承諾書（写）
- 教育実習日誌
- 教育実習評価表
- 切手を貼付した封筒（教育実習評価表返信用）

イ) 研究授業の大学教員の訪問について

近畿圏内及び近畿圏隣接での教育実習については、原則として専門演習担当の専任教員が訪問指導に当たります。研究授業の日程等が決まれば速やかに連絡してください。

ウ) 教育実習による授業の欠席

教育実習のため大学の授業に出席できないことを、履修している授業の担当教員へ実習前に説明し、公欠の申請を行ってください。また、休んだ授業の対応について事前に確認してください。

エ) 教育実習の取り消し

安易な理由での辞退は、実習校に対して多大な迷惑をかけるだけでなく、次年度以降の本学教育実習生の受け入れを断られる一因になるので認められません。

## 5 教職実践演習

### ① 趣旨

2006年7月の中央教育審議会答申（「今後の教員養成・免許制度の在り方について」）において提言された事項を制度化するため、2008年3月に「教育職員免許法施行規則」が改正されました。これにより、2010年度入学生より、新たに「教職実践演習」（2単位）が必修となりました。

この科目は「教育の基礎的理解に関する科目」に区分され、教育実習を終えた4年生を対象に、「教職課程の履修を通じて、教員として最小限必要な知識技能を確実に身に付けさせるとともに、その知識技能を明示的に確認することを目的とする」ものです。

### ② 概要

#### ア) 開講時期

4年次秋学期に開講します。

#### イ) 授業形態

少人数の演習形式で実施される授業です。

#### ウ) 授業内容

各人の教育実習の経験・反省をふまえて、「使命感・責任感・教育的愛情」「社会性・対人関係能力」「子ども理解・学級経営」「教科指導力」といった内容について、模擬授業・ロールプレイング・グループディスカッションなど実践的な方法を中心に学習します。

#### エ) 履修登録

4年次（教育実習実施年度）の履修登録の際に行います。

#### オ) 履修に当たっての必須要件

次に説明する「履修カルテ」の作成及び提出が必須となります。

## 6 「履修カルテ」

### (1) 目的について

教職課程を履修している学生ひとりひとりの学修状況をきめ細かく把握するためのものです。教職担当教員からアドバイスをもらい、目標の明確化と学修意欲の向上を図ります。

### (2) 作成時期について

教職課程履修1年目から教員免許取得まで、継続して作成します。

### (3) 種類について

- 「履修カルテ②<自己評価シート>」(Excel形式)
- 「履修カルテ③<個人票>」(Excel形式)

### (4) 内容について

- 「履修カルテ②<自己評価シート>」
  - ・ 必要な資質能力について5段階で自己評価を行います。
  - ・ 教職を目指す上で課題、課題克服のための自主的な学修活動・学習内容を記入します。
- 「履修カルテ③<個人票>」

「教育の基礎的理解に関する科目の履修状況」、「教科及び教科の指導法に関する科目の履修状況」、「介護等体験に関すること」、「教育実習に関すること」により、構成され、すべて記述式です。

### (5) 記入の方法について

- 「履修カルテ②<自己評価シート>」

各学年が終了する段階で、その学年での教職に関する学修過程について自己評価を行い、該当する数字に「○」を記入します。

また、教職を目指す上で課題、課題克服のための自主的な学修活動・学修内容について、2年次終了時、3年次終了時、4年次教育実習終了時、に自己評価の記入を行います。
- 「履修カルテ③<個人票>」

履修した科目について、「授業科目名および教員名」「単位数」、「成績」、「修得年度」、「学んだこと」、「課題」を記入します。成績評価がまだ出ていない場合は「履修中」と記します。単位を取得できなかった授業科目も同様に記入してください。

なお、介護等体験、教育実習等の活動についても記入してください。

### (6) 作成の手順について

- ① 「Universal Passport」の「新着情報」から履修カルテ2種類をダウンロード
- ② 各学期の成績発表後、「履修カルテ③<個人票>」に履修状況の記入
- ③ 各年度終了後（秋学期成績発表後）、「履修カルテ②<自己評価シート>」の記入

※欄が足りない場合は、各自、欄を増やして記入してください。

※各自、指定された期日までに「学修ポートフォリオ」にアップしてください。

※万が一に備え、各学期・各年度に印刷してファイルをしてください。



(参考)「学修ポートフォリオ」の入力画面

作成日※	<input type="text"/> <input type="button" value="日付"/>	タイトル:「履修カルテの提出」と記入
タイトル※	<input type="text"/>	
科目※	<input type="text"/> <input type="button" value="▼"/>	科目名:「教職」と記入
教員名	<input type="text"/>	
カテゴリ※	<input type="text"/>	カテゴリ:「その他」を選択
内容※	<input type="text"/>	内容:「履修カルテの提出」と記入
コメント	<input type="text"/>	
添付資料1	<input type="text"/> <input type="button" value="参照..."/>	添付資料:履修カルテを添付
添付資料2	<input type="text"/> <input type="button" value="参照..."/>	
添付資料3	<input type="text"/> <input type="button" value="参照..."/>	

※の項目は必須入力です。

入力完了後、  
登録ボタンをクリック

## 7 教員免許状申請手続き

所定の資格および定められた単位を修得した場合、教員免許状を申請できる所要資格が得られます。免許状の申請には、一括申請と個人申請がありますが、本学では原則として、希望者を取りまとめて大阪府教育委員会に一括申請を行います。手続等の詳細については、11月頃に開催するガイダンスで説明します。必ず出席してください。

### (1) 一括申請（通常、この方法で申請をする）

一括申請は、申請年度の3月に卒業見込みの者で、かつ本学が定める教職課程の基礎資格及び所要単位を取得する見込みの者が大学を通じて大阪府教育委員会に行う手続きです。なお、免許状の交付は、卒業式（3月18日）に行われます。

#### ○ 申請に必要な書類等

- 本籍地確認のための書類（本籍地記載の住民票）？
- 教員免許状授与申請書・誓約書（1教科につき1通）
- 教員免許状申請料（1教科につき3,600円）  
※「中学校一種社会」「高校一種地理歴史」「高校一種公民」の3教科を申請する場合、  
3,600円×3 = 10,800円が必要です。
- 介護等体験修了証明書（計7日分）  
※中学校免許申請者のみ必要です。

### (2) 個人申請

個人申請は、科目等履修生（過年度卒業生）や一括申請手続きをしなかった方が、卒業後に各個人で、住民票のある都道府県の教育委員会に申請する方法です。申請から授与まで数ヶ月程度かかります。教育委員会によって、必要書類や手続き期間が異なりますので、詳細は申請予定の教育委員会のホームページを参照するか、直接教育委員会にお問い合わせください。